

CITIZENS FORUM for RENEWAL

No. 149

2005年9月

(社)行革国民会議 東京都千代田区麹町2-3 麹町ガーデンビル9階 電話03-3230-1853 FAX03 3230-1852

<http://www.mmjp.or.jp/gyoukaku>

E mail address: gyoukaku@tokyo.email.ne.jp

行革国民会議ニュース

関西がめざす分権改革・地方自治

さる8月19日、栗山和郎・関西経済連合会理事経済産業本部長をお招きして、本年1月の「関西分権改革研究会」の報告内容及びその後の検討状況などについてお話を伺い、意見交換を行った。なお、当日配布された資料の全文は、国民会議のHP上に掲載してあります。

栗山和郎 関経連経済産業本部長説明要旨

「関西がめざす分権改革・地方自治」ということで、あえて関経連ではなく、「関西が」と言えるところまで少し進展しているということを報告させていただきます。

地方分権・広域行政に関する関経連提言の変遷

まず、これまでの関経連の提言がどう変わってきたかを整理しておきました。関経連といえば道州制を提案したということが古い文献に載っていますが、確かに1955年と69年に「道州制」と銘打った意見書を出しております。カッコ内を書いてあるのはその時の会長の名前です。1982年の地方庁構想は、広義でいえば道州制ですが、国の行政機関を一括りにして「地方庁」と称する機関を作ろうというものです。これはその当時の日向会長の持論でした。元々は第一臨調のころに出ていた構想ですが、改めて関経連でこれを打ち出せという命が下りまして、なんとかでっち上げましたが、国からも地方からも評判の悪い提案でした。

その後少し時間があきますが、これから説明する最近の関経連の提言、あるいはオール関西で取り組んでいる研究の伏線は、宇野さんが会長をやっていた時代に源流があるといえます。

それは将来的には道州制をめざしたい、しかし、いきなり道州制といっても戦後定着した府県制を本当になくせるのか、あるいは本当に府県をなくす道州制がいいのかというところもあって、道州制への移行のステップとして府県連合を提案しております。なお、89年の提案は「府県共同体」で、91年には「都道府県連合」と呼び変えています。ご存知のように欧州も最初は共同体といって途中から連合となりました。どちらがより強い組み合わせなのか分かりませんが、まあ府県を残しつつ、関西とか九州というブロックの広域的な課題をこなしていこうという発想をこの頃からあたためてきたわけです。この頃はいずれも関経連単独でそういう提案をして、たとえば91年の提案をした後は、まず関西でやってほしいということで、当時の各府県知事にもお願いに回ったりしましたが、その頃は結局、聞き置くに止められたということです。

その次が、今日ご説明する2003年の「関西州」の提案です。なぜ道州制ではなく関西州かということ、この頃から、日本全体の地方制度をどうするかはもちろん大事だが、関西が分権体制の中でどうするか、関西は関西のことを考えようという議論が出てまいりました。「関西モ

デル」という言い方をしておりますが、たとえば九州は九州モデル、北海道は北海道モデルを考えていけばいいのではないかと。関西はこうするけれども、だからといって日本全国が同じようにやる必要はない。関西は関西州の実現をめざそうという提案をしたのが 2003 年の提言です。

このように関経連としては州制度に変えるべきだと意見を統一していますが、しかし経済界がそういっても何も動かない。自治体がその気になって、あるいは国が制度を変えてくれないとできない。これまでは、提言を出してそこで終わってしまうことの繰り返しで、だからこそこれだけ提言が重なってきているわけです。そのことの反省に立って、もっと行動を起こしていこう、そのためには、提言するだけでなく、自治体を巻き込んで一緒に研究をしよう、一緒に行動をしていこうという方向に軌道修正しつつあります。

関経連の最近の委員会活動

関経連の中には委員会がいくつもありますが、地方分権の問題は従来から行政制度委員会が担当してきました。1955 年の頃にもあった伝統のある委員会でしたが、それを 2001 年度からは行政改革委員会、2003 年度からは地方分権委員会とストレートな名前にしております。この委員会の委員長は 95 年以来、井上義國さんで、ダイキン工業の副社長、副会長をやられた方です。先ほどの宇野会長は行革審の会長代理や地方制度調査会の会長を務められ、関経連の会長を退任されるときにこの問題を井上さんに託され、以後 10 年がかりで何とかこのあとご説明するところまでたどり着いたということです。井上さんは今年 6 月をもって関経連の委員長を退任され、6 月からは村上さんという住友信託銀行の会長をされ、この 6 月に特別顧問になられた方が、委員長が引き継がれています。

この間、前半はまず関経連の中で議論をしよう、そのためにはいろいろな勉強も必要だということで、2 度にわたって関西経済同友会と共同でヨーロッパに調査に行ってきた。それ

ぞれ報告をまとめると同時に提言も発表しておりますが、この頃の提言は「財政責任を伴う地方分権」とか「分権型社会における地方税財政のあり方」という表題でわかるように税財政を中心に提案しており、従って道州制そのものについては少し避けていた時期です。しかし、ヨーロッパの方を見てくると、特にフランスなどでレジョンという制度が本格的な自治体になっていくという改革の過程を見てくると、財政だけではなかなか改革は進まない、財政を改めるためにも受け皿の改革が必要で、この 2 つは車の両輪だと考えを少しずつ変えて参りました。そういう問題意識の中でまとめたのが、2003 年 2 月の「地方の自立と自己責任を確立する関西モデルの提案」です。

ここまでは関経連単独の提案ですが、その後、より広い枠組みの中で議論しようと思ったのが「関西分権改革研究会」で、関西の 6 経済団体（関西経済同友会、京都、大阪、神戸の商工会議所、関西経営者協会と関経連）で作りました、メンバーには自治体や学識経験者にも参加してもらい、1 年半議論した結果の報告書が「分権改革における関西のあり方」です。研究会は今年の 1 月にレポートを出して終了しましたが、そのレポートの最後でうたったことを受けて、この 4 月から「関西分権改革推進委員会」が発足しました。研究の段階から物事を推進する委員会にしようということで、メンバー構成はほとんど同じですが、変わったのは、この委員会は、先ほどの 6 経済団体だけでなく、2 府 7 県 3 政令市が共同設置者になったことです。単にメンバーに入るだけでなく、一緒に委員会を設置して、研究ではなく推進策を審議しようということになり、徐々に枠組みとしては進展を続けてきています。

以下、関経連単独の関西モデル・関西州の提言と、この 1 月に出しました研究会のレポートの 2 つを紹介させていただきます。最後に推進委員会の方は、4 月に発足し、現在進行中のためごく入り口のところだけ紹介いたします。

関西モデルの提案

2003年2月の「地方の自立と自己責任を確立する関西モデルの提案」は、全体に4章だてになっております。まず提案の趣旨と背景、つまりなぜ関西モデルかといえ、関西が地方分権改革を牽引していき、中央集権体制はいずれ打破される、そのあかつきに関西がどのような地域づくりをめざすのか、関西自身いまから考えて準備する必要がある、それを関西モデルと呼ぼうではないかということです。第2章では国に制度改革を求め、その中で関西はどのような選択をするかというのが第3章。最後に、国の制度改革を待っては何も進まない、今の制度の中でも行動をおこして突破口を開こうというのが結論であり、その考え方を府県、市町村、政令市に投げかけて真摯に検討して下さいと言ったのがこの提案の概略です。

国に対してどのような制度改革を求めたかという、選択肢の多いフレキシブルな地方制度にして下さい、これに尽きると言ってもよいと思います。ご存知のように現在、地方制度調査会が道州制の制度設計の議論を行っております。公表されている議事録を見ても、選択するとかフレキシブルという状態とは多分正反対、国がガチガチに決めないと気が済まないといった議論になっているのではないかと思います。もちろん関西からも委員が出ていて、こういったフレキシブルな考え方をとってくれと主張していますが、ほとんど無視されているか、そういう考え方もあるという紹介にとどまっている。だんだん煮詰まりつつある案を見ると、やはり国というか地制調として、あるいは総務省としては、こんな道州制でなければならぬとばかりに全国画一的に決めようとしているように受け取れます。それに対して、関経連はフレキシブルということをもっぱら強調しているわけです。

フレキシブルな州制度と関西州

具体的には基礎自治体のレベル、府県のレベル、府県を大括りにした州といえるようなレベ

ル、あるいは基礎自治体と広域自治体の間の関係というか、その間の事務の配分、いずれもフレキシブルにしてほしいと提案している。その中で、府県レベル、広域自治体といわれるレベルをどういう意味でフレキシブルせよというかという、ここではA B C D 4つのパターンの提案をしています。いずれも州という制度をつくるわけですが、それと現在の都道府県との関係において、4つのケースが考えられる。府県連合型のAと府県合併型のDが対極にある。

府県合併型は合併をして州ができるので、当然もとの府県はなくなる。これが、ある意味オーソドックスな道州制です。もちろん、道州制の場合は合併という手続を経るのではなくて、府県をやめてしまって道とか州にしようというのが多分オーソドックスなやりかたです。これに対してAは府県連合型ですから元の府県が残っている。欧州で各国を残しつつ欧州連合という組織があるのと一緒です。府県が連合して、府県が持っている事務なり課税権の一部を移して、州を設立しようというものです。BとCはその中間型でありまして、府県特別区型と府県行政区型。ご存知のとおり東京都の区は特別区で、政令市の区は行政区と呼ばれるわけですが、特別区の場合は区長や区議会議員は選挙されている。行政区にはあくまでも市役所の職員たる区長がいるわけで、議員もいない。そのことを州と府県の関係に当てはめたのがBとCです。Bは従来の府県を特別区のような型で州の中に残す、Cは行政区の型で州の中に残そうということです。

こうした4つのパターンを選択できるようにして、さらに州には人口要件や面積要件を設けず、北海道や沖縄を除いて原則2つ以上の都府県の合意があれば州は設立できるということができないか。もちろん最小限、公選の議会と首長を置くとかいったことは決める必要があるが、このような弾力のある制度にしてはどうかということです。しかし、これまた地方制度調査会でいま道州制の区割り案が出だしていますが、それを見ても、州というものはある一定の人口

と財政規模を持たなければ州としては成り立たないというのが暗黙の前提になっているようです。本当にそうでしょうか。

こうした制度改革を国に求めたわけですが、その中で、関西はどれを選ぶか。4つの選択制度が仮にできたとして、A B C Dのどれを選ぶのかと問われれば、関経連としては、あえてAを選びたいというのが主張です。一般的に経済界には、道州制をやるなら府県はいらぬ、当然Dだと主張される方が多いだろうし、関西にもそういう主張はあります。東京の経済人は多分ほとんどそうだろう、東京都を残して関東州があるなど考えられないということだと思うのですが、そういう中で議論して、あえて府県連合型で関西州を設立することが関西のためにはいいと判断しました。それは関西の特色である地域の多様性を活かす道であり、多様性をなくした関西は意味がないという考え方です。

それでは関西州と府県は併存するわけですからどんな役割を分担するのか。性格的にいうと関西という中で選択と集中が必要な分野、これは州が担う。たとえば関西全体を見据えた産業政策、科学技術政策や観光戦略などの地域発展政策と、これらと深くかかわる国際空港、港湾、高速道路など広域基盤整備があげられます。一方でむしろ各地域が競争した方がいい、個性を發揮した方がいい分野は府県が担えばよい。その例としては、教育、文化、医療・介護保険などが考えられます。

我々としては、こういった連合型関西州を目指したいわけですが、連合型の道州制という制度ができない限りそれはいつになるかわからない。地方制度調査会が連合型の道州制を提案してくれるとは思えませんが、現行地方自治法上には広域連合という制度がありますので、これを使って関西州にほとんど近いものもできるのではないかと、それをつくることによって中央集権打破の突破口を開くことができるのではないかと提案をしたわけです。

税源移譲と財政調整制度

地方分権改革の中でもう一つの大きな柱である税財政問題についてもこのレポートの中でとりあげております。

まず、補助金を圧縮し、地方交付税制度をあえて廃止しようといっております。それから、この当時まだ三位一体と呼んでいなかったと思いますが、税負担中立のもとで地方税を拡充して国税を減らすというかたちで税源移譲を行う。しかし、補助金を圧縮して地方交付税制度をやめて税源移譲をするとどうなるかということ、自治体間の財政格差が今以上に拡大する。それを放っておくわけにはいかないので、やはり財政調整というものは必要であろう。交付税廃止というのは財政調整がまったく要らないという主張ではないということで、新たな水平的財政調整制度を導入してはどうかと提言しております。

特に交付税制度を一気に廃止すると非常に影響が大きい。激変緩和措置を組み合わせ、10年から20年くらいかけてもいいから交付税制度の廃止にもっていかけてはどうかということで、レポートではこの主張に沿ったシミュレーションもしております。水平的財政調整制度をどう仕組むかというのはなかなか難しく、これからの研究課題だと思いますが、このときは非常に乱暴というか、一人当たり税収格差を、現状では府県単位で5、6倍あると思いますが、それを2倍以内に抑える。東京都と沖縄がその両極にある一人当たり税収格差を2倍以内に抑えるという前提で、たとえば東京都がどれだけ持ち出しをするか、沖縄県がどれだけ譲り受けるかという試算をしております。

これは言い方の問題で、交付税制度を廃止して云々と言わなくても、交付税制度を改革することで目的を達成してもいいわけですが、いずれにしても今の自治体からは抵抗が大きい。三位一体改革でもいちばん後回しになっているようですし、後回しにしている間に総務省から総額だけカットされるという最悪の事態になっている。本当は都道府県なり市町村がもう少し前向きに交付税制度のあり方を議論した方がいい

のではと個人的には思います。交付税なくしては生きていけないような言い方をするものですから、なかなか話が進まないのではという気がします。もちろん府県はともかく、町村の中には現実そういうところがあるというのは理解しています。関経連も、そういうところの財政調整と普通の健康体の自治体の財政調整とは少し分けた方がいい、本当に小さなところとか自然条件的にも悪いところには特別な財政補填の措置があってもいいのではないかと、このレポートでは言っています。

以上が関経連が出しました関西州・関西モデルの提案の概略です。その中で財政調整の部分の提案はその後フォローアップされていませんが、三位一体改革が遅れていたため、経済界と自治体で一緒になって提言をするということはやっています。三位一体改革を巡ってはいろいろな地域から提案があり、知事会などが中心になっているのですが、経済界と自治体が一緒になって三位一体改革にももの申しているのは関西だけではないかと思えます。関経連の提案がベースにありますし、これから説明します関西分権改革研究会の枠組みが別途あるので、そのメンバーである自治体と経済団体が一緒に提案しようということもやれているということがあります。

関西分権改革研究会について

さて、関西分権改革研究会ですが、正式名は「分権改革における関西のあり方に関する研究会」と長いものですが、先ほども言いましたように6経済団体が共同で2003年7月に設置しました。もともと2004年末までが設置期限だったのですが最終局面でちょっと延長して提案をまとめました。実はこの研究会をつくるにあたって、先ほどの関西モデルの提案を説明して、これを一緒に研究したいと申し入れをしたのですが、自治体としては、関経連が言っている関西州をどうしてつくるかという研究会であると直ちに参加はしにくい、つまり関西州ありきの研究会はダメだというのが自治体の言い分でした。

そうではなくて分権改革ということ幅広く議論するのであれば、当然必要だし、自治体としても本来自からの問題として研究すべきだと考えているので一緒にやろうというのは大いに歓迎したい、それが基本方針の「地方行財政の実情をふまえつつ、地方分権にかかわる問題を幅広く取り上げる」云々ということになったわけです。この「地方行財政の実情をふまえつつ」というのは、先ほどの交付税廃止というような乱暴なことを言わないという言質みたいなところがあって、そういう条件付きで参加をしてもらい研究を始めたわけです。

参加自治体は2府7県と3つの政令市です。どこまで関西かということは東京の方はあまり意識されないと思いますが、「福井、三重、ましてや徳島まで入って、なんでそれが関西や」というところでしょう。2府4県まで、あるいは福井まで入れて近畿というのが行政的には普通です。近畿と関西とはどう違うというのは別として、この2府7県3政令市のというのはこの研究会が初めてではなく、この広がりの中で関西広域連携協議会という組織をつくっており、近畿ブロック知事会にも徳島が入っております。もちろん徳島は四国のメンバーであり、福井は北陸、三重は中部のメンバーであり重複参加されていますが、そういうグレーター関西の枠組みの中で、今、研究をし、委員会にまで発展しているということです。経済界は6団体の分権問題を取り扱っている委員長とか担当の副会長、学界は大阪大学、関西学院大学、京都大学、近畿大学、慶應義塾大学、同志社大学、徳島文理大学、龍谷大学の先生方に参加してもらっています。

この1年半の途中経過は説明を省略しますが、途中、関西州特区という検討をして、その時には並河さんにも参加してもらったりしたのですが、今から思うとちょっと寄り道したところがあって、最終レポートには特区という言葉は一回もでてきません。寄り道ではあったのですが、関西州特区を申請してみても中央政府の反応を見たところ、これはアカン、やっぱり関西で独自

に考えるしかない、国をあてにしているは何も進まないと分かっただけの成果はあったということです。

魅力のある関西に変える鍵

まず「分権改革によって関西がめざす姿」ですが、2つのワーキンググループと1つのチームで議論してきたものを最終的にひとつの報告書にするにあたって、大きな理念、ビジョンを、研究会直轄といえますか井上座長のもとで練り上げ、一言一句自治体から注文がきますから、そういうやり取りを経てまとめものです。ここでも最初に域内の多様な個性を尊重しつつ、総合力が発揮できる関西ということをやっています。これは連合型の関西州につながるわけで、どういう制度になるかは別として、現在の府県、政令市が参加した研究会ではどうしてもこうなる。地域の多様性を殺してもいいから、府県はなくしてもいいから関西州にしようとは絶対にならない。経済界も関経連はそれについては同意しているというか、関経連自らそう言っていることに自治体も同意され、そういうビジョンを打ち出した。

もう一つは、住民にとっても企業にとっても魅力ある関西をつくるのが目標ではないかということにしました。住民にとって魅力ある地域とは、最近の安心・安全とか、この研究会では議論しませんでした教育とか福祉とかについても自ら考え、改革できるような状況、そして当然、働く場所がないといけないので多種多様な業種なり企業が立地するというのが大きな魅力です。ではどうしたら企業はその地域に魅力を感じるかというと、いろいろ条件があり、報告書にはその条件を列挙していますが、条件を見てみると関西は比較的優位な項目がある。あるけれども地盤沈下しているという面があって、それは何故なのか。もう少し条件をよくしていく努力を、総合力を発揮する中でやれば地域の魅力が高まり、いま実際には関西で生まれた企業がどんどん東京に移ってしまうという状況なのですが、いずれはその逆流もおこる。そ

こを信じて、現状のまま格差が広がるというのではなく、一極集中の状況はいずれ逆転するが、放っておいても逆転しない、関西が頑張って一極集中を改めよう、そんな関西をつくろう、ということです。

では、そのためには何が必要かということ、やっぱりというか地方分権を進めないとダメだということで、「地方分権の推進は関西発展の鍵」だと結論づけております。言い過ぎじゃないかと言われるかもしれませんが、まあそれにつきるとというのが我々の考え方でした。そのために、どんな分権改革を行うのかということで、国と地方、地方税財政、そして広域的な自治組織のあり方にまで踏み込まないと分権改革は完結しないというのがこの研究会のひとつの成果です。当初、役割分担と税財政の2つのワーキンググループを作って議論したのですが、どうもそれだけでは分権改革は完結しない、府県を超える課題をこなす自治組織がやはりいるというのがその結論です。

国と地方の役割分担を見直す

「国と地方の役割分担のあり方」につきましては、事務は大きくは企画立案と管理執行に分かれるだろうと簡単に考えまして、今どこが悪いかと言いますと3点あります。そもそも企画立案と管理執行が国と地方に分離しているタイプが日本の場合は多すぎる、これをもっと地方に移して、企画立案も国ではなく地方が担えるようにするというのが一つ。そうはいつでも国が企画立案を担う事務もあるだろうが、その場合は、もう少し基本ルールの制定を過剰でないように、本当に最小限必要なところに止めるべきではないかというのが一つ。もう一つ、国が企画立案だけでなく管理執行までやっている場合は地方支分部局を設けていることが多いわけですが、これがまた多すぎる。

研究会ではその部分に着目し、地方支分部局が担っている設置法上の事務についてメンバーの中で議論し、こんなものは地方でもできるという事務を列挙しました。国の出先機関は全部

で 20 種類ぐらいありますが、その中でも 8 つぐらいが特に問題です。よく道州制になればもう国の出先機関はいらない、全部道州にわたせるという議論があるのですが、多分それは間違いです。これは西尾先生などもそうっておられますが、やはり国が、国の役割として道州制下でも出先機関を置いて、国が担うべき役割が残るはずで、何もかも地方に移そうとすると変な道州制ができてしまう。西尾先生は、機関委任事務的な道州制ができてしまうのはおかしいという議論をされていますが、我々もその点は同じ結論です。本当に地方にとって問題な出先機関は 8 つぐらいで、この中でも、厚生局、労働局、社会保険事務局はもともと都道府県単位の出先機関ですから、当然ながら地方に移るものは府県でできるということです。

したがって、地方に移して、なおかつ府県ではなくて広域組織で受けるもの、逆に言うと広域自治組織がないと受けにくい、府県では受けにくいものがどれくらいあるかというのを議論した結果、一番大きなものは近畿地方整備局です。あと近畿経済産業局もありますが、これは意外と残すべき国の事務も数の上では半分くらいあることが分かりました。農政局、森林管理局、運輸局も地方に移すべきだということになります。整備局と運輸局は、本省で言えば国土交通省で、これをどう解体するかを考えれば関西州ができるということかもしれません。以上が役割分担論です。

地方税財政制度のあり方

次は税財政の問題ですが、まずは理念の議論で、「ピンチをチャンスに変える改革の理念」として、努力すれば報われるとか、失敗を恐れず挑戦できるとか、苦しい時は助け合うということなどを述べ、これを制度として具現化していったらいいと提案しています。

具体的には、三位一体じゃありませんが、税源移譲と財政調整の 2 つの組み合わせ（補助金はなるべく減らして必要なものは置いておく）で議論すると A 案、B 案、C 案になる。ただし

これは自治体の方の意見を整理すれば 3 つになるということで、三者択一というわけではありません。A 案は、税源移譲はもっぱら所得税と消費税にとどめ、法人税は対象にすべきでないという主張で、その場合、財政調整は現在もある地方消費税の清算とか地方交付税制度をいかしていけばいいという、比較的保守的な考え方です。それに対して B 案は税源移譲の対象に法人税も含めるべきだという主張です。類型化すると A は府県、B は政令市です。政令市は法人課税も税源移譲の対象にしないと、政令市の税の構造からいって、それこそ努力しても報われないという状態になっているようです。関係連も自分たちの払う法人税を地方にはわたしたくないという本音は別として、努力すれば報われるというためにはどうしてもそれが必要だと考えております。なおこの場合は事業税の分割基準の見直しとかで財政調整のところも手を加える必要がある。

それから C 案は、税目としては A と同じですが、想定する税源移譲の額は全然違う。今の三位一体の一次段階の 3 兆とか言うのではなく、知事会が言っているような 9 兆とか 10 兆といったオーダーを考えている。そこまでいくともう財政調整に手をつけないと今の仕組みでは無理がある。税源移譲をしたときに、これまで不足だったところの不足額が減るのはいいが、今までも財源が超過していて、超過利潤のようなものがうまれるところはどうしたらいいかというのがあって、もっと端的に言うと、東京都に集まる税金をどうやって召し上げるかということになるかもしれませんが、それに工夫がいる。ここでは贈与税方式と逆交付税方式と 2 つ掲げていますが、わかりやすいのは逆交付税です。交付税というのはいったん国税でとったものだけを交付税で配っているわけですが、地方税で入ったものも交付税財源にしようというのが逆交付税、簡単に言えばそういうことかなと思います。財政の先生方に入ってもらっている議論して、府県も財政の専門部署が出てきてさんざん議論した結果、こういう整理をしたとい

う感じになっています。

広域的な自治組織のあり方

研究会の3つ目のテーマである「広域的な自治組織」ですが、当初この研究会は「関西州ありき」では困るということでスタートしたが、そうは言っても分権改革を進めるためにはこの議論は避けて通れない、今の府県だけで完全ですとは言いきれないということで、府県を越える広域的課題に適宜適切に対応できる何らかの広域自治組織が必要ではないか。ここで広域自治組織という言い方で統一していますが、広域行政組織と言ってしまうと、先ほどの国のブロック機関も該当しますし、それらを括って地方庁というのをつくっても広域行政組織になるわけです。ここで言っているのは、それらは外して、あくまでも自治組織として府県を越える広域のものをつくる必要があるということです。

また、道州制の実現には10年から20年という長い年月がかかる恐れがある。また国に任せておいて果たして関西にとって望ましい広域組織ができるか疑わしい。これは地方制度調査会の関係者に面と向かって言うとムツとされます。ただ、この研究会では道州制について明確な合意はできなかったというのが実態です。府県には根強い道州制アレルギーがありまして、将来の姿とはいえども道州制を是とする書き方はできず、レポートの本文は玉虫色の表現になっております。それでも、最終的にどうしたらいいかどうかは別として、直ぐにはできないという認識では一致したわけで、その間に何もしないというのも良くないということは合意しました。地方分権体制への移行を促進するためには新しい広域組織のあり方を関西で独自に検討して、全国にさきがけて実現する必要がある。独自にというのは地方制度調査会に任せておくだけではなくてという意味です。

それではどんな制度がいいのかということで、選択をする視点を3つ打ち出しました。まず「大を小にする改革」、これは兵庫県の前知事が多分最初に言い出されたのだと思います。

いまま地方制度調査会の特別委員に残っておられます。通常、道州制といいますと府県をなくして府県を広げて道州制に変える、あるいは市町村を合併して大きな市町村にする、これらは小を大にする改革です。そうではなくて同じように道州をつくるといっても、それは国を分割して道州をつくる、大を小にするというのはそういう意味です。単に府県を大きくするだけではなく、そこに国から権限と財源を移し、地方のことは地方で決める、場合によっては府県から持ち寄るものは何もなくてもいい、国の権限を、たとえば地方整備局の権限をそっくり譲り受けた関西州というのがあってもいいということです。次は「多様で選択肢の多い制度」。これは先ほどの関経連の提案であるわけですが、このことを自治体の方も賛成したということです。三つ目は「漸進的な改革」です。道州制は制度の内容と導入時期が不確定であり、それまで手を拱いているのではなく、他の手段で漸進的に改革を進めるべきであると考えました。

そういう視点に照らして広域の地方制度、いま一般的に言われているいくつかのものを評価していったわけです。まず府県合併、これはご存知のように、最近の改正で府県の合併も市町村の合併と同じような手続でできることになりました。従来、国が法律をつくって合併させるという仕組みだったわけですが、戦前の制度を引きずっていたのが改正されて、もし府県同士で合併の意思があれば、最終的には国会まであげていきますが、地方がインシアティブをとった合併ができるというのは一つの前進だと思います。ただし、この場合も合併するだけでは大きな府県ができるだけで府県の性質は何も変わっていない。たとえば、府県合併したところには合併していない府県とは別に特別に何か財源を与えるというような、市町村合併にはそういう特例、アメがありますが(あれは必ずしもいいとは思わないのですが)、そういったことも必要ではないかということです。

2番目、地方制度調査会がいまま道州制の議論をされていますが、これについては本音ではい

ろいろあるのですが、レポートでは道州制の制度設計について地方制度調査会という権威のある国の審議機関が提案をされるという意義は非常に大きいとっております。今まで道州制という名前だけが共通して、いろんな提案をいろんな人がしていて、違う道州制同士で反対だ賛成だというところがあった。そうではなくて、道州制といえばこんなものが一つの制度ですよというのを国の調査審議機関が提案をすれば、これに対して反対だ賛成だという議論ができるのであって、広域自治組織の必要性を問うためにも重要なステップだと評価はいたしました。

肝心の広域連合制度、これは地方自治法上にありまして、市町村同士の広域連合というのは現在までに 80 から 90 の実例があり、合併して数は少し減っています。一方で府県同士の広域連合というのは実例がありません。制度上は想定されていますが、残念ながら一つも例がない。それについてはいろいろ評価があって、やはりあれは使いにくいからとか、中途半端だからとか、マイナスの評価も多いのですが、この研究会としては、徹底した地方分権体制からみれば中途半端な制度ではあるが、複数の自治体が合意し決断すれば今直ぐに導入できる、制度が抱える問題点は地域の熱意と工夫によって克服できる、広域連合を受け皿とすることで国からの権限と財源の移譲を具体的に要求することができるといった評価をしています。最後の点は制度上そうなっていて、要求すればわたすとは書いてないのですが、法律上の要求に対して、仮に拒否する場合でも法的に拒否しなければならないということで、やり様によっては権限、財源をとっていけるということです。そういう前向きな評価をして、最後に結論として、この研究会では、「漸進的な改革」に取り組むべきであり、その時の一つの有力手段は広域連合方式であると、そこまでは合意をしました。その上で、研究会において、「関西広域連合」を設立する場合の試案をまとめました。しかしこれはあくまでも研究会の試案であって、これをもって直ちに関係府県が広域連合をつくるという

ころまでの意思決定をするのは時期尚早ということで、実施に向けてはより専門的、詳細な検討が必要だというのがこの研究会の結論です。

地方制度調査会への要望

最後に、レポートの最終章「地方分権の進化をめざして」という部分に、地方制度調査会への要望を 3 点にまとめて書いています。

まず、道州制導入のいかに関わらず、権限・財源移譲を進めるべきと書いています。これは何のことかといいますと、どうも地方制度調査会の議論をみていますと、道州制を実現したときには大幅に権限・財源移譲を進めると書いてある、深読みすると道州制ができない限り権限・財源移譲はそんなにこれからもやれないよと読めるわけですが、そうではないでしょうというのが一つ目。

それから次が問題なのですが、地方制度の二層制と三層制を地方ごとに住民が選択するフレキシブルな制度が望ましいと書いています。二層制というのは何かというと、道州制つくった時は府県がない、道州と基礎自治体たる市町村と二層、その上に国がある。三層制というのは道州、府県、市町村という三層、地方自治体制度が三層になっているという姿、道州制導入後にも府県が残るという姿で、専門家の間で二層制、三層制といういい方をされているわけです。これもこの研究会のなかでは、そもそも道州制について見解がまとまらないわけですが、同時に二層制か三層制かということについても意見ははっきり分かれまして。自治体がどっち、経済界がどっちということではなく、経済界にも、関経連は三層制を主張していますが、しかし根強くそんなのはとんでもない、やはり道州制ができたら府県はいらない、無駄になるだけだという意見があります。それから府県の方は当事者なので当然に三層制を望んでいるかということ実はそうでもない。府県の方も、個人的にはということでしょうが、道州制つくったら府県はいらないと言っている府県の人も多い。結論は出ませんでした。それを地方ごとに住民がど

ちらかを選ぶことにして、国はそれをどちらかに決めつけるなという主張をしています。地方制度調査会がどういう答申を出されるか興味のあるところです。多分そんなフレキシブルなものにはならないだろうと思っています。

それからもう一つ、道州制の区域。これは非常に難しい問題だと思っています。最近になって地方制度調査会で延べ 20 個くらいのパターンが示されており、どうして決めるかというのいろいろなケースを想定されています。最終的には国が決めるしかない、都道府県に決めさせても決まるわけがないというような主張の方が多分強いだろうと思いますが、我々はあえて、道州制を導入する場合の区域の問題は各都道府県の判断を尊重せよという主張をしています。この点はこの研究会の限りにおいては皆さん合意をしています。これはしかし、関西としても悩ましい問題でもあります。この研究会がグレーター関西で構成されているということを紹介しましたが、連合とか連携といった段階であれば重複参加可能ですから徳島も関西にしておくというのもあり得えますが、重複参加なしといった時に一体どちらに属するのかというのは非常に難しいと思います。そういう問題を抱えている府県はできるだけこの問題が先送りされるのを望んでいるところがあり、そういうことを住民に問うのは忍びないという感触があります。しかし、たとえば徳島県は態度がはっきりしていて、関西の中でも研究メンバーになっていますが、実は四国 4 県、あるいは中四国州、いずれも研究会には参加されていて、最終いちばんいい決断を徳島県民がやりますと知事は言っているようで、これはあるべき姿のよう気がします。

研究会から関西分権改革推進委員会へ

最後、このレポートの副題にもなっていますが、「関西から行動を起こす」ということをまとめています。地方は結束して国を動かさなければいけない、そのためにどんどん提案をしていこう。同時に、この問題はこれが正しい姿だ

というのがあって、あと運動あるのみというわけにはいかない、研究を深めるということも必要だ。そして、広域自治組織の問題についてはある見解にまで関西の中ではまとまりつつあるので、あまり時間をかけるのではなく、1 年という期限を切って詳細検討、フィージビリティ・スタディーというようなことをしましよと合意したわけです。

この研究会合意をうけて関西分権推進委員会という次の組織を作りました。研究会の提言は 1 月の始めに出まして、3 ヶ月弱準備をして推進委員会は 4 月 1 日に発足しました。1 年という期限を切っています。ただ時間切れになっても困りますから必要に応じて延長可としていますが、2 年、3 年と延ばす気はなくて、できるだけ期限内に委員会としての結論は出しておくと、今調査審議をしているところです。その目的は、これまでの経過があるので、研究会が示した府県を越える広域自治組織の具体案について詳細検討するということです。委員会でまた一から白紙で議論されてはまた 1 年半別にかかってしまうので、そうはしないよということで、研究会第 2 弾というのが実態ですが、あえて推進委員会と称して取り組んでいます。

具体的には、委員会の設置要綱に、所管事項の第一号と第二号がありますが、まずは広域連合をつくって何をやるのか、そこをはっきりさせよう、抽象的な提案はあるが、本当に府県の日々の行政を担っている人々が納得できるような出し方をしてくれというのが第一号である。それがある程度姿が見えてきたら、それをこなすために広域連合がどういう組織であるべきか、どんな事務局が必要なのか、首長というか連合長をどうして決めるのか、議会はどうかあるべきか、等々を詰めるのは当然必要であろう。しかし、何をやるかわからないが、とにかく議員どうしようとか首長選挙どうしようかという議論に走るのはよくない。第一号があって第二号があるということで議論を進めています。

今後のスケジュールですが、4 月に発足して、いま 6 分野別の作業チームが 5 月から具体的な

作業をしてきまして、各チームが取りまとめをして、9月1日と2日に委員会が合宿で集中討議を行い、そこで前半戦にあたる広域的課題というものを浮かび上がらせて、広域連合でやるとすれば、最初この範囲でスタートさせようというのを決めていこうとしています。それがほぼ決まれば、広域連合を設立する場合の具体的な検討というのを年内にして、年が明けたら全体の取りまとめをするというスケジュールを組んでいます。

今後の見通しと個人的見解

ところで広域連合で何をやるのですかと聞かれてもいまのところよく分かりません。防災、観光・文化、産業政策、交通基盤整備、地域整備計画、環境という6つの分野がありますが、この分野ごとにチームを編成して作業を進めています。教育とか福祉というのは始めから入っていません。今でも観光とか環境というのは広域的な取り組みがされている、防災もそうですが、それを今までのような緩やかな広域連携でいいのか、広域連合というある意味ではしっかりとした組織の中でやるのがいいのかということを検討しますし、交通基盤というような問題はなかなか緩やかな連携という中では決着が付かないというところがありますが、これを広域連合であれば果たしてできるのかということを議論しております。あと2週間ほどで集中討議になるので、各チームのレポートも手元にあるのですが、それを委員会に出してどういうように議論がつながっていくのか予断を許さないという状況です。

しかし一方で、自治体も一緒になってこの委員会をつくり、来年の3月まで活動をして、ここからは私の個人的な感想ですが、現状でなにも問題なし、広域的な組織はなにも作らないということにはならなのではないかというように、希望的観測も交えて、思っています。ここまできたら、関西としては何らかの広域連合をつくらうという意思決定に持っていけるのでは、と思っています。そして最短で、この委員会は来

年3月に結論を出すのですが、仮に広域連合をつくるとなれば法的な手続がいろいろあります。規約を作って、各府県議会に通して、総務大臣の許可を得てとかいろいろな手続があり、予算も措置していかなければということで、それに1年はかかるとして、最短で平成19年4月には関西広域連合というのできる可能性がある。実際はもう少し先になるかもしれませんが、そうずると議論していても何も出てこないという気がします。

そういった関西の動きと、来年年明け頃に地方制度調査会の最終答申が出て、これも答申が出たから直ぐ事態が急展開するわけではないと思いますが、答申を受け取って総理がどう動くか、そのあたりの大きな国の制度の話と、関西はまずこれで一步踏み出しますよというのがどう咬み合っていくのか・・・。

昨日も委員会関係者で議論していたのですが、連合というのはたしかに中途半端ではある。しかし、ヨーロッパでは補完性の原理というのがあります。日本の分権改革でもその理念は必要ではないか。その観点から言うと、連合体による関西州、あるいは関西広域連合というのは理念的には合っているのではないか。そこに多少の無駄はあるかもしれないが、そこは補完性の原理に基づく地方分権のコストみたいなものがあり、それをあえてチャレンジすべきではないか。そこに無駄があるといって、国が府県を廃止して、広域自治体は州単位にしますという改革は、果たして日本のためにいいかということ、私は少なくとも疑問に思っています。せっかく国でも道州制の議論はしてもらっていますが、ああいうかたちでの道州制の導入というのは、まあそれこそ、昔、関経連が道州制といった頃であればともかく、今の時代、これからの時代の地方自治のあり方としては、疑問が大きいなというのが個人的な意見です。

質疑応答

並河：有り難うございました。自治体をまき込んだ作業ですから、ガラス細工みたいなところがあり、従来の栗山さんの考えを強く出すとバラバラになってしまう。今のお話でいろいろご苦労されているということが随所にかがえたのですが、それを踏まえて、ご質問なり、ご意見なりを出していただければと思います。

後藤（神奈川大学教授）：広域連合をつくって、そこへいろんな権限が都道府県からも移るし、ただもう一つの国の地方支分部局から相当とるわけですね。支分部局からどれくらいのものをどうやって取ってくるかということがかなりのポイントだと思います。いま地制調もやっていますが、骨太の方針に道州制が入っている。道州制が「骨太」に入ってきた背景は、私の勘ですが、国の行政改革の中で、いよいよ地方支分部局に手をつけざるを得ない。これは非常に生々しく言うと、国のノンキャリアの人の運命にかかわるわけで、そこに手をつけるということですから、ただ簡単に行政改革をやりますという話だけでは、どうも説得力も弱い。かなり大がかりに日本の政府を変えます、道州制みたいかたちにして、地方支分部局と都道府県と道州、この三つを想定して整理し直すという流れになっていると思います。

この間、北海道に行って、北海道庁の人の話を聞いてきたのですが、北海道はかなりそういうことで開発局と道庁との統合とか仕事の分担整理という案を作り始めています。関西も今の構想でやる場合には、ここに20位ある関西の支分部局、それをどう新しい広域連合、広域自治組織に移していくかを検討する必要があるのではという感想です。

栗山：その点ですが、国からの権限移譲、あるいは組織を移すという今のような話なのですが、多分そんなかたちでは実現しない、むしろ郵政改革のためにクロネコヤマトの宅急便をつ

くっていくような話ではないかという気がしています。関西広域連合という地方の取り組みは、国の地方支分部局の権限を何か取ってこなければ何もできないというのではなく、自分で先につくって事業をやってしまう、宅急便の事業ではないが、関西の地域づくりの事業を自分たちでやる。いま確かに国交省の中でも地方に権限が少し移って、そこで企画立案しているのはいいのですが、そこでやるよりも広域連合がやったほうがいいビジョンがかける。広域連合がつくったビジョンに従って、国道をつくるなら国にやってもらってもいい。だが、我々が企画した通りに利用しやすいような、あるいは陸海空ちゃんとながっているようなネットワークを作ってくださいという、その企画立案の部分さえ持てれば、現場で道路を作るのは別に国の組織であろうが府県の組織であろうがよくて、ましてや広域連合で現場まで抱える必要はないのではと最近思っています。

それと、国と地方をなにも対立的に考えなくても、国の出先機関の人も一緒に入ってもらって、できれば関西広域連合のサイドで関西のあるべき姿を議論しましょうというべきで、自分たちで議論するから国家公務員は排除するという必要もない。広域連合は比較的融通無碍な制度ですから、道州制になると憲法上の普通地方公共団体となってくるでしょうが、それもないですから、最小限、首長と議員の選挙というのがあります。その下に実質的に皆集まって議論するという組織があってそこが決める、そこには国の機関の代表者が入っているという姿でもいいのではと思っています。

ですから、分権ということを観念的というか、法律上のどういう権限とか、国家公務員がやっているこういう仕事を取ることだけが分権ではないような気が最近できてきて、そういったことにも知恵を出せば、中身のあるというか、本来必要な分権改革ができるのではないかと思います。本来というのはレポートに

もありますように、関西のことを関西で決めて実行できるようにしましょうということです。関西という主語は誰かということ、国家公務員でなく地方公務員だけといったようにあまり杓子定規に考えない姿を描き、そのうちにだんだん国家公務員の部分を小さくして、いずれ国の地方支分部局はいらねえと、全部現場も含めて広域連合の傘下に置いてもいいように持っていけないかなと思っています。

田中（拓殖大学教授）：道州制とか広域問題には非常に関心があって、ずっと勉強してきているのですが、今日は関経連が中心になって勉強しておられることを聞いて、いよいよ、長年やってこられたことの最終的にとりあえぬのまとめをされるということに敬意を表したいと思います。ただ、お聞きして、A～Dの4つのうち府県連合型を取られるのは何故なのか、今ひとつイメージが描けなかった。今クロネコヤマトの話はされましたが、それにしても、行政の場合には、やはりそこに権限なりなんなり明確にならないとダメなんですね。その上での競争というなら話が分かるのですが。

しかしそれはさておいて、私は、アプローチとしてちょっと理解できない所があるのは、なぜ道州制なのか府県連合型なのかという前に、何が問題なのか。一定のエリアで、広域の関西で、それを阻んでいるのは何だということからスタートしないといけない。今の府県制ではもたない、権限上も財政上も解決できない、その具体的なものは何かということです。最後に検討課題をたくさんあげられましたが、いかにもお役所風の検討の仕方だと思う。それよりも何よりも、何が問題なのか、どこをおさえれば問題解決するのか、それが一府県ではできないことならば、それは広域連合型で解決する、広域連合は言われるように柔軟な組織ですからある面から言うと手っ取り早いんですね。具体的なもの、典型的にこういうものだと、それには今の大阪府なり京都府なりだけでやっていたのではダメなんだという話から入った方が現実的だと

思う。その時に府県連合型がいいのか、いややっぱり一歩進んで府県合併がいいのか、それを道州制というかどうかは別として、どのようにやるのがいいか、お聞きしながら考えていました。それが一点。

それから、西尾先生は尊敬しているのですが、道州制に機関委任事務的なものをもってきてはいけないといったご議論がわからない。私は北海道の経済団体で講演したことがあるのですが、直前にある先生が北海道に行って、たとえば北海道開発局を北海道に入れたら6700人も入って道は乗っ取られるよというようなことを言われたそうで、だから道州制は反対という話だと思うんです。ちょうど小泉さんから高橋知事がいるいる頼まれて、どっちが頼んだか頼まれたか知りませんが、知事はいろいろいじめられる、特に北海道開発局は我々がいなくなったら予算もなくなる、自分たちがいるから予算を取ってこられるとあからさまにそういうことを言って、北海道の経済界を脅しているんです。私は、なぜ西尾先生の話を出したかといいますと、あそこにブロック機関があり、権限と予算を全部北海道庁にやったら、なにが問題になるのか。国としてどうしても留保しなければならない問題が、北海道の財務局や開発局にあるのか。あるならば、それを具体的に言って下さい。北海道庁が乗っ取られるかどうか、絶対それはないと思います、人を減らしていけばいいのですから。その権限を道にやるとその中に機関委任事務的なことが出てこざるを得ないというなら分かるのですが、それは何ですか。今、北海道のブロック機関が持っている権限を一つずつ吟味してみて下さいと言ったのです。それを問うただけけれど、北海道の人から意見は聞けなかった。そういうふうに具体的に進めていかなければいけないというのが2点目です。北海道はできるじゃないか、なにかできないことがありますか、言ってみてくださいと言ったのですが北海道の人は何も言わなかった。

3点目は組織をこういう風にA B C Dいろいろなかたちでおやりになる、それも柔軟におや

りになる、よろしいかと思いますが、ただその時に特区制的な考え方を取らざるを得ないのかなと思います。これは感想ですが、全国一律に一挙に地制調がやるようなやり方とはなかなか難しいと思います。全国を区切って、あるとき一斉に道州制を取るとか広域連合を取るとかという話は無理で、できるところから漸進的にやっていくというのはよいと思います。ただその時に、そこにだけ権限・財源の付与をするという具体的な話にならないといけない。何を付与するか、それには特区を取るしかない。ほかは何も権限はないけれど、ここは広域連合型をとる、あるいは府県合併型をとるという時に、合併したから特にプラスのこういう財源なり権限なりを与えるという話にするならば、大型の特区制が出てくるのかなという感じで、やっぱり特別に法律上の権限なりなんなりを与えないといけない。その時に国のブロック機関なんか、さっきの道の話の時に言ったように、本当に渡して悪いもの、国の権限がブロックの中にあるけれど、それを道州制的なところに移転して具合の悪いものがあるのか。相当議論されていると思うので、たとえばこういうことだと教えて頂きたい。特区型にしないでやる方法はないと思うのですが、ある特定の地域について広域連合型、あるいは府県合併型、いずれにしても法律上の手当がある。その時に、先ほど言われたように、企画立案的なもの、できるものからやるというような優しいことでいいのか、かなりシビアに議論しなければいけないんじゃないかなという感想を持ちました。もう少し意見を聞いてみたいなと思いました。

栗山：まずそもそも何が問題なのだということですが、今関西のいろいろな動きの中で、広域連合はできていないが、自治体と経済界が一緒になって、一部は最近の傾向としては国の機関が逆に呼びかけて、協議会などをどんどんつくって取り組むようになってきています。それをやらなければ、関西がうまく浮上しないというか、地域づくりができない。たとえば最近でき

たのは物流機能を強化しようという協議会です。スーパー中枢港湾とか、関西の3空港をどうするとか、アクセスの道路・鉄道をどうするとか、こういう問題を、物流の費用を下げてリードタイムを短縮するという企業のニーズを受けてどうしようという時に、関係者が一堂に会してやらないとできない。関経連などが提案をして、残念ながら自治体の反応が遅いから、国交省が先に応えてくれて、じゃあまず関西にそんな会議をつくりましょうかということになって、国際物流戦略チームと称する大きな協議会ができて、港湾を持っている市長や知事も入り、ここに問題があるということが分かったら即対応するという仕組みができています。物流だけならそれで済むのですが、そういう問題がたとえば今度はロボット産業をどう振興するかとか、バイオはどうするかとかいろんな問題でいろんな協議会が錯綜しつつあって、だからそれを総合的にみる組織があった方がいい。それと、協議会をつくった時に、中には関経連が事務局をやっているものもありますが、広域的な自治体がないからどうしても整備局などが事務局になってしまうことが多い。整備局が献身的にやってくれるのでそれはそれで関西のためになっているが、本当に関西の中で完結して決められるようにしようとすると整備局ではなくて自治体である事務局にやってもらわなければならないし、予算とかについても措置していかなければならない。それを広域連合という仕組みの中でできないかということではないかと思います。

それから権限云々という話は、この権限があればというのがはっきり言ってまだ分からない。しかし関西でこういうことをやりたいということをやりたいなら必ず何か出てくる。その時にそこを改正できればいい。その時の改正は、関西のためだけに改正することができなければ、全国的でもいいわけで、ものによっては特例的に関西に先に権限をわたす、他の地域で広域連合ができていないところにはわたさないということでもいい。いずれにしても、それはやってみて障害がでたときにもらえばいい。無理して

権限をもらわなくても、法律改正してもらわなくてもいいし、その法律が役に立っていなければやめてしまえばいい。ほとんど役に立っていない権限をもらっても意味がないということではないかなという気がします。

北海道の例は、我々の議論でいえば北海道はもう「道」ができていて、後藤さんがいわれたように国の出先機関、北海道開発局を何とかしなければいけないということに転嫁されたというか、そっちの方に目的があるから変になっている。北海道では北海道を道州制にしようとするとう開発局を合併させる、統合させないと道州制にならないという制約がかかっているわけで、関西の場合は整備局の話は別にして、関西の府県同士で何かやればそれで道州制になるわけで、私は、国の権限、国の組織がこないで道州制にならないということを最初に決めてしまおうとなかなか進まないの、併存していいと思っています。

田中：さっきの後藤さんの話、100%賛成です。北海道の場合は北海道に活力をもたらすために県並みの権限も持っていないのがあります。河川だって道路だって、北海道を活性化させるために、むしろブロック機関の権限を全部、道に持たせることを一括してやった方が北海道は自由にいろいろできるのではないかな。それを制約するものはなにかという問題の提示の仕方が必要だと思う。

栗山：それ自体は分かりますが、その開発局がネックになって北海道が元気にならないのではなくて、北海道庁が情けないから元気にならないのではないかなあという気がします。

田中：そこまでいわれたら仕方がないのですが、県で元気がないのは県が悪いのですが、問題は、県だけで道だけで議論していたのでは話にならない。そのために何が問題で活性化しないのかというアプローチができないか。

栗山：開発局の役割の典型的なのはインフラ整備ですね。そのインフラ整備がちゃんと望むようにうまくいかないというなら当然そういう権限、機能を持ち込まなければいけないと思いますが、本当はそのための企画部門だけでいいのであって、北海道開発局組織全体、国道事務所みたいなものまで全部北海道庁に移してしまう必要はないのではないかと思います。

田中：僕は国の立場から言っているからそうなるのかもしれませんが。何のためにあの機関があるのかということが一方にある。たとえば道には土木関係は2000人くらいしかいないが、開発局には6000人おる。予算も開発局の方に莫大にある。道としてその予算を全部使えるのであれば、開発局がやるのとは別の発想が出てくるのではないかな。だから、北海道に道州制の問題を考えさせるということが間違っているのは、道州制の問題というよりか、北海道は行財政の上で何をどうしたら活性化するか、その時に国の出先機関がいるのかいないのかという、こういう話でないといけないと思います。何も道州制全体でなくてもいいと思います。ああいう国のブロック機関があるためにそこは手を出せないという話になりますから、やはりおかしいんじゃないかなということになる。

並河（事務局長）：私も去年1年間、北海道経済連合会の道州制の研究会に参加していろいろ議論しました。本当に北海道が辛いのは、田中さんもいわれたように、開発局の問題にさわらない限り道州制の議論はできない。関西は辛いことにそれを避けても府県合併なり連合の議論をすると道州制の議論をしているかのごとく見える。北海道で議論して思ったのは、結局予算の集中的な投下が誰の意思決定でできるか、それができるような仕組みにしなければいけない。それが今のかたちだと国の出先機関と北海道庁との二元政治になっていて、しかも肝心なところはむしろ国が握っている。だから結果として出先機関というものは段階的なステップは

踏むにしても最終的には北海道庁の中に一元化されなければいけないという議論になる。しかしそれは、開発局にどう喝されているから道経連もなかなかそこまで言えない。

それと対比して、関西での議論を考えてみると、一見フワツとしているし、しかも自治体参加の研究会だからガラス細工のような部分があってなかなか言えないけれども、ちょっと予算あるいは財源の集中的な統括、それを関西の発展戦略部門に入れるというところが少し弱いような気がする。とりあえずは府県が自分の財源の1割でも持ち寄って共通ファンドをつくってごまかすことはできるけれど、しかしそれでは足りないわけで、結局、権限や財源を国からもぎ取りと、自分たちの意思決定でそれを決定して集中するというプロセスを、果たして今の栗山さんが言われたことで十分できるのかなというところがちょっと心配な気がする。

たとえばイギリスには地域開発公社（リージョナル・ディベロップメント・エイジェンシー）というのがあり、かなり国からの権限を地域ごとにできている地域開発公社にわたして、そのボードに地域の経済界なり自治体が参加して、そこで意思決定して自由に使うという、日本でいえば地方整備局に自治体も経済界もみんな乗り込んで、そこで自由に使うというやり方で、これが分権のひとつのパターンとして見られている。さっき栗山さんが言われたパターンはそれに似ているけれども、しかしイギリスと日本じゃ全然違うから、うまくその整備局に関経連の会長なり何なりが諮問委員会なり経営陣として乗り込んで自由にできるかというやはり限界があるんじゃないか。そこでやはり権力闘争しなければならないし、入り口としては栗山さんの考えでもいいけれど、結局ぐるっと回って戦争しなければいけないところではしなければというふうになるんじゃないかなと思うのですが、その辺どうでしょう。

ただまあ、僕は勝手に言うけれど、都道府県や政令市を入れての議論だから、なかなかそう乱暴な議論はできないという立場であるなら、

これはまた一種の戦術論ですからあれこれ言いませんが、どうなのでしょう。

栗山：今、英国のエイジェンシーの話は初めて聞きましたが、多分日本もそこまで来ていると思います。建設省から国土交通省に変わって非常に巨大な省になった代わりに地方支分部局に少し権限を移している。たとえば2003年にできた社会資本整備重点計画法に基づいて各ブロックで重点整備方針をださせる。それについては整備局に権限を委任して整備局が経済界なり自治体と会議を開いてやりなさいということで、現にそうしています。最後の最後、社会資本整備のプロジェクトを決めるのは国土交通省の出先機関である整備局と運輸局と航空局ですが、その前段階で、こういう関西をつくり出すというところは、地元の自治体と経済界が入った関西広域連携協議会という組織と、出先機関も整備局だけでなく各省の出先を束ねた近畿広域戦略会議、この2つが共同でビジョンを出している。以前とは変わって来ていると思います。これは法律改正を伴わない事実上の変化がどんどん起きてきていて、それとか先ほどの物流で新しい組織ができたとか、だから変化の芽は、国の方にも地方の方にもあって、それに経済界が少し味付けをし、触媒役を果たしながら変化が起きてきている。

それをもう少し制度の上に乗せて、今事務局は国の方に握られているのが致命的な面もあるので、そこを實力で取っていかうとしている。事務方を関西自治体で取ったなかで物事を決めたと、国も従ってもらいますというようにしたい。国が従うについて何か法的ネックがあるならそこで変えればいい。国は財源を握っていますから、全国の大きな地域配分は国にやってもらってもいいが、関西の中の重点配分、選択と集中はそういうところで決まったものに沿って予算をつけてくださいということです。ついている予算をだれが使うかは、国の土木事務所でも府県の土木事務所でもいいわけですが、共通のエイジェンシーみたなかたちでも、いき

なり民間でもいいわけです。企画立案部分がやはり重要なので、それを所管する広域連合から入った方がいいのではないかと。実施事務を持たば確かに人数的にも予算的にも全然違います。近畿地方整備局でも道路予算は大きい。実施事務を持ったとたんに桁外れの予算が移り、その中で企画立案の予算も捻出できる場所がある。つまり企画立案のための予算確保という問題はありますが、予算の額にかかわらず、そこがいちばんのポイントではないかと思えます。

並河：1960年代の学生運動で、頂上奪取作戦といって、要するにピラミッドの天辺を制圧すれば全体を制圧できるというのとちょっと似ているかなと思いますが。松原さんご意見ありますか。

松原（東洋大学教授）：昔から栗山さんを存じ上げていて、まだ分権やっている。同じことは僕にも言えてまだ郵貯やっているみたいなのところがあります。やればやるほど理念的には後退していくので、きっと緩やかな広域連合的なかたちでないと最初の一步がなかなか踏み出せないという判断ではないかという気がしています。郵政も多少骨抜きでも一歩行かないとどうしようもないということで、5年前だったらこんな案クソッタレと言うのが今は賛成と言わなきゃならない。小泉さんは日本郵政公社が民営化の一里塚だといって大騒ぎになったのですが、きっと栗山さんは表だっては言えないでしょうが、この案が一里塚だと。それを取りあえずやってみることで、逆にそこがうまくいってくると、何か地域の個性のために府県を置いておいたけれどももういらなくなってくる。それから当然そこがしっかりやっていたら地方支分部局の相当部分がいらなくなってくる。そういう一里塚的なものなのかなという風にお聞きして、まさにヤマトの例を出されましたが、そのことがリアリティーであるのかなという感じを持ちました。けれどプロセスとしては相当大変で、要するに、地方議会選挙を住民は3回やるんですね、

都道府県とこの関西州と市町村。ただでさえ投票率が落ちている時に3回やってどうするのか。きっとそういうことも含めて一里塚で、町村合併も実際に人參をぶらさげるまでほとんど進まなかった。逆に言うと自治体には既得権がありますから、なかなか自ら廃止してくっついていこうというふうには動きが出てこない中で、ここまで自治体を巻き込みながら動きが出てきたというのは大変なことだと、僕はプラスの方向で今日うかがいました。

栗山：だから、さっきA B C DのAというのは少なくとも第一歩で、その次にBに行って、選挙は完全な選挙を三層とするのではなくて、どちらかをメインの選挙にしてあとは間接選挙にするとかできる。広域連合の場合は制度的に直接選挙もできますが、多分、最初の導入の時にはその案にはならないと思うので、間接選挙になる。住民の選挙はあくまでも二層で、広域連合の長の選挙は間接だろうなと思います。広域連合の選挙を直接やる段階ではもう府県の選挙を間接にするとか、いきなりはそうなりません。何か少しずつ変えていけばよいと思います。決して一歩踏み出したのが最終的な形だとは思っていません。しかし、府県をなくさなければ道州にならないとか、国の権限を移さなければ道州ではないと言ってしまったら、これでは一歩も動かない。

十勝毎日：北海道と開発局の肩を持つ立場から発言したいと思います。そもそも北海道で道州制特区やらないかという話が国の方から天の声として降ってきたという感じがある。一昨年8月だったと思いますが、小泉首相に高橋知事が呼ばれて「やれ」と、その根回しをしたのは武部幹事長だったということになっています。先ほど田中先生が仰っていた道州制なのか府県連合なのかの前に今何が問題なのかという、その何が問題なのかという点について北海道の内部で議論が出てきて、つまり自発的にそういったものに取り組みたいという機運があって、始

まったことじゃないという実態があるわけで、高橋知事などもよく言っていたのは、結局、制度設計だとかそういったものまで全部丸投げされてしまっているといった不満を常に言っていて、北海道にとってみると、北海道はもともと道なので、なぜそこで道州制特区というかたちで施行する狙いが北海道になったのかということについての理解があまり深まっていないというのが現状だと思います。関西の場合は自治体を巻き込んでの議論を進めていたということも栗山さんは仰っていましたが、道内の実情をみますと、道州制については、ごく一部の自治体のトップは割合熱心というか関心をもっている人もいますが、大多数は戸惑いで関心が非常に薄いということなんです。北海道の自治体のいろいろな人に聞いたら、とにかく合併問題で頭がいっぱいで道州制なんていうことを考えるような実状にないというのが市町村長の大部分の言い方だということがあります。それで今まで、どうして北海道なのかということで、栗山さんの関西の例をおうかがいして、多分北海道は国がコントロールしやすいからそこで試しにやってみよう、これが関西みたいなうるさいところだとやりにくいだろうということで北海道ということになったのかなという個人的な感想をちょっと持ちました。

それから、ちょっとお付き合いのある北海道開発庁の人に言わせると、北海道開発庁というのはこれまでにリストラを一生懸命にやってきた。結局、北海道で道州制をやれと言うのは開発庁潰しだろう。潰すなら潰すでいいが、その前に北海道庁は今 2 万人も人を抱えているじゃないか。そのリストラをやらずにやるのはおかしいではないか。こういう反論は北海道開発庁の人間からは返ってきております。それで、国の方は北海道に道州制特区についての計画を出せ出せと言って、出させてその拳げ句に箸の上げ下ろしにまでいちゃもんつけるようなかたちでいろいろ言って、つまり関与しているんです。それから見てみると、北海道というのは国からみると関与しやすい地域なんだなというの

が感想として持っています。先ほどの話に戻りますと、今まで長い間研究してきた関西で道州制を試行しなさいと言わなかったのは国の人の思惑が色濃く出ているのかなというのが、今日お話をうかがっているの感想で、関西凄いなと思いました。

並河：多分、そんな深読みはしないんで、北海道は北海道だから道州制に近いと、道とつくんだから直ぐできるだろうというレベルで考えて、水害の陳情にきた高橋さんに小泉さんの方からぶちかけたというのが真相ではないかと思えます。北海道が結果として御しやすいというのがあるかもしれませんが、もっと低レベルのところでは北海道特区の話は出ちゃったんじゃないですかね。それが確かに北海道にとっては寝耳に水だったのは間違いはないんですが、それが逆に、北海道の経済界の人といろいろ議論した時に、それは一つのチャンスなんだから逆手にとって、北海道としての戦略を考え直すのに使ったらどうですかと、こちらは申し上げて、そういう議論が始まっているわけです。経済界の人の本音を言えば、道庁はいらない、開発局だけあればいいということだと思うんですよ。予算なども道庁は全部札幌に陳情に行かなければならないが、開発局だと北海道内部でも分権化しているので速いとかいわれていますが、それでは議論が進まないの、原理原則に立ち返って真正面から取り上げていこうということです。

時間になりましたのでこれで閉会いたしますが、我々はこれからの日本の制度設計という議論をさらに続けていきたいと思っておりますので宜しく願いいたします。今日は栗山さん有り難うございました。

2004年度事業・決算報告

8月19日に開催された第33回定時総会において、以下の事業報告と決算報告が承認された。

2004事業年度 社団法人行革国民会議事業報告

2004事業年度（2004年7月1日から2005年6月30日まで）における社団法人行革国民会議の活動は次の通りである。

1 構造改革特区推進会議の運営

2003年8月6日に86市町村の参加を得て設立した構造改革特区推進会議の2004年度の活動は次のとおりである。なお、特区推進会議の代表は2005年6月に榛村純一前掛川市長から細江茂光岐阜市長に交代した。

首長レベルの会合としては、2004年4月30日に第2回総会と金子大臣との懇談会、11月11日に村上大臣との懇談会、2005年2月10日に八代特区評価委員長、御園地域再生副室長との懇談会を開催し、意見交換を行った。

WGは2004年5月17・18日 第4回WG（教育・農業・都市再生・医療福祉・自治制度）7月30日に大西隆東大工学部教授（都市計画）との意見交換会（農業・都市再生合同）、11月2日 第5回WG（各WG合同会議）、12月15日 第6回WG（各WG合同会議と檜木参事官との意見交換会）を開催した。

若手研究者による研究会の設置

2004年7月の東大工学部の大西教授との懇談会を機会に、都市計画関係の若手研究者による特区研究会を設けることになり、9月から活動を開始した。これまで13回ほどの研究会を開催、また、いくつかの自治体の担当者からのヒアリングなども行い、主として都市計画関係における特区での取り組み状況、問題点などについて議論を重ねてきた。秋にはこれまでの議論のとりまとめを行い、雑誌などに公表する予定である。

これまで作成・公表した資料

会合開催後は、議事録、提出資料は各会員の窓口担当者へ送付し、また、行革国民会議のHPにも掲載し、誰でも自由に閲覧できるようにしてある。

その中で、特に重要なものは次の2点である。

* 今後の重点項目について（2004年11月11日）

提案されたものの実現しなかった項目のうち、重要と考えられるもののリスト。WGの場に事務局から提出し、その後、各会員自治体全員に意見を求め、村上大臣との懇談会の場に提出した。

* これまでの特区・地域再生提案と回答一覧表（2005年3月）

累次の特区・地域再生提案とそれに対する各省庁の

回答は推進室からPDFファイルで公表されている。しかし、それぞれの表はきわめて見にくく、さらに検索・集計や加工ができないので、これを検索・集計などが容易なExcelファイルに転換。さらに、第1次提案から通して検索できるように表形式などを統一してHP上で発表した。これにより、たとえばこれまでCとなった提案の一覧表や、都市計画法の提案一覧、あるいは特定の自治体の提案一覧などが瞬時に作成できるようになった。

HPへの掲載

2003年度から特区推進会議のコーナーを行革国民会議のHPに設け、会議議事録、作成資料などすべて公開し、会員に限らず誰でも閲覧できるようにしてある。

2 道州制の検討

北海道道州制特区については、当会からの働きかけもあり、北海道経済連合会が2004年春から道州制の検討を開始したので、そのWG及び「地域主権のための特別研究会」に参加した。特別委員会の活動は3月に終了し、特別委員会報告「北海道の目指す姿と道州制」は6月に高橋知事に提出されるとともに公表された。（報告書の全文は北海道経済連合会のHPに掲載されている。
<http://www.dokeiren.gr.jp/doushusei/doushusei.pdf>

また、関西経済連合会でも関西の経済団体、府県政令市、研究者による「関西分権改革研究会」を組織し、関西を基盤とした今後の自治体制のあり方の議論を2003年秋から始めたが、その広域地方制度作業チームにも参加した。研究会報告「分権改革における関西のあり方」は2005年1月にまとめられ、公表された。（報告書の全文は関経連のホームページを参照。
<http://www.kankeiren.or.jp/work/pdf/2A0A1105431606.pdf>）

なお、国民会議では94年に「日本連邦基本構想」「地方財政改革試案」を取りまとめた発表したが、目下、その改定の検討を進めている。

3 公共サービスへの民間参入の検討

規制改革・民間開放推進会議を中心に「市場化テスト」の検討が進められているが、その問題の全体像の把握のために、公共サービスへの民間参入に関するこれまでの日本での検討の経緯や、イギリス、アメリカなどの諸国における事例、NPM の得失などについての情報やデータの整理を2005年初頭から開始、取りあえずのまとめは2005年8月中に終える予定である。

4 土光臨調以来の行政改革の文献目録の作成

小泉構造改革に続いて、どのような改革が今後行われていくかが問題となってきた。国民会議では、土光臨調以来の諸改革に関する文献・資料が散逸しかかっているため、今後の改革論の進化のためにも、国民会議内の資料だけでなく、広く各所に散在しているこれまでの諸資料・文献の目録を作成し、そのありかを確定させる作業を2005年4月から開始した。目安としては、3年間で作業を完成させる予定である。

5 HPによる情報発信

2003年6月にHPを刷新し、国民会議や特区推進会議の活動だけでなく、地域ニュースや自治体の条例、また時々の出来事についてのコメントなども掲載することにした。その結果、アクセス数は飛躍的に伸び、毎日1000人以上がHPを訪れた。土日や夜中が少なく平日の勤務時間中のアクセスが多いこと、過去の記事にもアクセスがあること、Yahooなどのキーワード検索で来訪するものが多いことが特徴である。しかし、2004年12月に担当者が退職し、手不足になったため、残念ながら、この事業は中断している。

6 その他の日常的活動

第31回総会の開催

2004年8月5日、第31回総会を開催し、2003年度決算を承認した。

総会議事終了後、北川正恭早稲田大学教授から、ローカルマニフェストを中心に今後の日本の改革についての話がうかがった後、意見交換を行った。

第32回総会の開催

2005年6月21日、第32回総会を開催し、2005年度予算・事業計画の決定を行った。

総会終了後、松原聡東洋大学教授から郵政事業改革について話をうかがった後、意見交換を行った。

「この1年間の行革の歩み」2004年度版の発表

2004年8月、「この1年間の行革の歩み」(2004年度版)を作成し、会員に配布した。これは、行革国民会議の行革関連新聞記事データベースから、主要項目毎に記事を検索し、それを年表形式にまとめ、簡単なコメントをつけたものである。1988年に現在の形式で作成するようになってから17冊めの発表となる。

会員懇談会

2003年度は、8月と6月の定時総会以外に、会員懇談会は開催されなかった。

「市民立憲フォーラム」への参加

改革をめざす多くのグループの連係を図るとともに、それを具体的な改革に結びつけていくために、国民会議と全国市民運動センターが共同事務局となって、97年5月9日に市民立法機構が発足したが、憲法問題を議論するために市民立法機構は2004年4月に「市民立憲フォーラム」を立ち上げ、市民の立場から憲法を考えていくことにした。

市民立憲フォーラムはほぼ月1回のペースで議論を進め、2005年5月、提言書「市民立憲案2005 いま、みなさんと話し合いたいこと」をまとめて公表した。市民立憲フォーラムの活動については <http://www.citizens-i.org/kenpo/> を参照されたい。

行革関連新聞記事データベースの作成

1981年の臨調発足以来、新聞記事のクリッピングを行っているが、そのデータベース化を87年12月から開始し、2005年6月末で17年半の蓄積となった。件数にして約18万件のデータが蓄積されている。その一部は主要項目毎に年表形式に整理して、毎年、「この1年間の行革の歩み(民間版行革白書)」としてとりまとめて発表するとともに、ホームページにもオリジナルデータと年表双方を掲載している。

なお、新聞記事は収集してあってもデータベース化していない1981年から87年までの分についても、データベース化することを検討中である。

国民会議ニュースの発行

国民会議の機関紙である「Citizens Forum for Renewal」は、2005年4月号で147号となった。また、ニュースはそのままホームページにも掲載している。ニュースは本来月刊であるが、HPなどもあるので、最近その発行が不定期になっている。

その他の日常活動

民間の立場から行革全般に対してウオッチしている専門組織として、行革国民会議に対する新聞・雑誌等の取材は多い。また、シンポジウムや政党・市民団体の勉強会などにも参加した。

このほか、2000年3月からイマジン出版社の「実践自治：Beacon Authority」の編集に参加、さらに2001年10月に創刊された地域経済関係の雑誌「コロブス」の編集

にも参画している。

7 会員ならびに役員

2005年6月30日現在、正会員は76名、維持会員は44社（団体）である。

以上

2004年度会計収支決算書

自 2004年7月 1日
至 2005年6月30日

(1) 収入の部

(単位 円)

| 勘定科目 | | 決算額 | | 差異 | |
|---------|--------|------------|------------|------------|-----------|
| 大科目 | 中科目 | 予算額 | 大科目 | 中科目 | 差異 |
| 会費収入 | | 12,850,000 | 12,292,000 | | 558,000 |
| | 正会員会費 | 550,000 | | 492,000 | 58,000 |
| | 維持会員会費 | 12,300,000 | | 11,800,000 | 500,000 |
| 事業収入 | | 16,200,000 | 12,990,000 | | 3,210,000 |
| | 受託費収入 | 16,200,000 | | 12,990,000 | 3,210,000 |
| 寄付金収入 | | 0 | 1,000,000 | | 1,000,000 |
| | 寄付金収入 | 0 | | 1,000,000 | 1,000,000 |
| 繰越金収入 | | 102,367 | 212,509 | | 110,142 |
| | 繰越金収入 | 102,367 | | 212,509 | 110,142 |
| 利息収入 | | 0 | 13 | | 13 |
| | 利息収入 | 0 | | 13 | 13 |
| 雑収入 | | 0 | 0 | | 0 |
| | 雑収入 | 0 | | 0 | 0 |
| 収入の部の合計 | | 29,152,367 | 26,494,522 | 26,494,522 | 2,657,845 |

(2) 支出の部

(単位 円)

| 勘定科目 | | 予算額 | | 差異 | |
|---------|---------|------------|------------|-----------|-----------|
| 大科目 | 中科目 | 予算額 | 大科目 | 中科目 | 差異 |
| [事業費] | | 18,816,000 | 16,084,611 | | 2,731,389 |
| 会議費 | | 630,000 | | 345,779 | 284,221 |
| | 会員討論会 | 360,000 | | 198,165 | 161,835 |
| | 総会・理事会 | 270,000 | | 147,614 | 122,386 |
| 研究調査費 | | 8,573,000 | 9,314,840 | | 741,840 |
| | 研究調査費費 | 6,263,000 | | 7,094,838 | 831,838 |
| | データ入力 | 2,310,000 | | 2,220,002 | 89,998 |
| 会報発行費 | | 240,000 | 126,063 | | 113,937 |
| | 会報発行費 | 240,000 | | 126,063 | 113,937 |
| 資料購入費 | | 245,000 | 247,491 | | 2,491 |
| | 資料購入費 | 245,000 | | 247,491 | 2,491 |
| 市民立法協力費 | | 600,000 | 0 | | 600,000 |
| | 市民立法 | 600,000 | | 0 | 600,000 |
| HP刷新 | | 3,141,000 | 1,000,438 | | 2,140,562 |
| | HP刷新 | 3,141,000 | | 1,000,438 | 2,140,562 |
| 特区・地域経済 | | 5,387,000 | 5,050,000 | | 337,000 |
| | 特区・地域経済 | 5,387,000 | | 5,050,000 | 337,000 |
| [管理費] | | 10,270,000 | 10,053,384 | | 216,616 |
| 事務所経費 | | 4,400,000 | 4,311,966 | | 88,034 |
| | 事務所経費 | 4,400,000 | | 4,311,966 | 88,034 |
| 人件費 | | 5,810,000 | 5,733,795 | | 76,205 |
| | 人件費 | 5,810,000 | | 5,733,795 | 76,205 |

| | | | | | |
|---------|------|------------|------------|------------|-----------|
| 什器備品 | | 50,000 | 0 | | 50,000 |
| | 什器備品 | 50,000 | | 0 | 50,000 |
| 雑費 | | 10,000 | 7,623 | | 2,377 |
| | 雑費 | 10,000 | | 7,623 | 2,377 |
| 退職金引当金 | | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 予備費 | | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 次期繰越金 | | 66,367 | 356,527 | 356,527 | 290,160 |
| 支出の部の合計 | | 29,152,367 | 26,494,522 | 26,494,522 | 2,657,845 |

【事務局より】

総選挙が終わりました。郵政法案は今度の国会で可決されるでしょうが、問題はその後です。中途半端で生煮えの改革が多いとはいえ、ともかく構造改革と言う旗印はこれまで掲げられてきました。しかし、一番の大物である、財政構造改革にはまだ手が付けられておりません。年金も医療保険もあるいは三位一体改革も、すべてがこの財政構造改革になだれ込むわけです。

土光臨調が国鉄の改革は行ったものの財政構造改革には手が付けられず、結局消費税の導入の露払いとなったように、この小泉構造改革も将来の増税の先触れにしかならないものなのかどうか見定めていきたいと思います。